

# バンビーノサッカークラブ規約

## 第1条 名称

本クラブの名称『バンビーノサッカークラブ』とし、バンビーノサッカークラブ専属スタッフが運営を行う。

## 第2条 所在

本クラブは、主たる事務所を茨城県常総市に置く。

## 第3条 目的

地域に根差したサッカークラブ、親しみのあるサッカークラブを目指し青少年の健全育成、地域活性化を図ることを目的とします。

## 第4条 構成

幼稚園児・保育園児から小学生で保護者の同意を得た者とする。

## 第5条 入会資格

- (1) クラブの運営及び指導についてスタッフに一任出来る者。
- (2) 入会申込書の記入事項に必要自己を記入し、提出後クラブに認められた者。
- (3) クラブが定めるスポーツ保険に加入できる者。
- (4) 年会費、月会費、諸経費の納入を怠らざる者。
- (5) スポーツを行うに適した健康状態である者。
- (6) 本規約を守れる者。

## 第6条 入会手続き

本クラブ所定の入会申込書に必要事項を記入しスタッフに提出する。

入会は随時受け付ける者とする。

## 第7条 更新

毎年2月末日までに本クラブ所定の方法にて申告する。

## 第8条 会費

- (1) 会員は、年会費、月会費、参加費をクラブ指定の方法で納入しなければならない。
- (2) 一旦納入した会費は原則として返金しない。

## 第9条 会費の滞納

会員が会費の納入を怠った場合、本クラブはその会員に対する指導・参加資格を停止または退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合はその限りではない。

## 第10条 退会

退会を希望する者は退会届に必要事項を記入し、退会を希望する1ヶ月前までにスタッフに提出する。

## 第11条 休会

休会する場合は、所定の休会届けに必要事項を記入しスタッフに提出しなければならない。怪我・病気等の特別な場合を除き休会期間最長は3カ月間とする。休会した月の月会費は発生しないが、途中で休会する場合は活動日数から半額を納入しなければならない。

## 第12条 除名

会員が次のいずれかに該当した場合、会員を除名することができる。

- (1) 本クラブの名誉を傷つけることや他の会員に迷惑となるような行為があったとき。
- (2) 本クラブの規約に違反したとき。
- (3) 会費、その他の支払いを滞納し、本クラブからの督促を受けてもなお支払いのないとき。
- (4) 本クラブの活動に支障をきたす者として判断したとき。

## 第13条 保険

会員は「スポーツ安全保険」に加入する。保険手続きは本クラブが行い、加入料は年会費に含まれる。

クラブ活動中及び往復途中の事故に対しての補償は加入する保険の約款の範囲内（スポーツ安全保険HPにてご確認ください）で対処する。

## 第14条 免責事項

会員は、本クラブにおける盗難、障害、その他の事故等について本クラブに対して何らかの賠償請求をすることはできず、本クラブも一切の賠償を行わないものとする。

## 第15条 個人情報

入会時、申し込み用紙に記載された個人情報は本クラブの運営・活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。

本クラブ活動中に記録した写真、映像、音声に関する一切の権限は本クラブに帰属するものとする。

## 第16条 規約改正

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができる。本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

## 附則

本規約は、平成14年4月1日から施行する。